

扶養認定対象者状況届(1枚目)【配偶者・父母・その他用】

*認定対象者が被保険者(申請者本人)に主として生計を維持されているか、収入や状況の実態を確認し、社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を決定します。虚偽の届出、故意に届出をしなかった事実等が判明した場合は、遡って被扶養者認定を取り消し、その間の保険給付(医療費等)の返還請求をいたしますので、ご記入には十分ご注意ください。

(2枚目)も記入提出のこと

[問1] 被保険者(以下本人とします)について

被保険者証記号		番 号		(フリガナ)氏名	男 女
本人の住所	都道 府県				

[問2] 認定対象者(以下対象者とします)について

(フリガナ)氏名		男 女	記入日現在の満年齢		歳	本人との続柄	
対象者の現住所	都道 府県						

[問3] 今回本人が対象者を扶養することになった理由にチェックをしてください。

- 結婚のため
 退職のため
 (←病気、出産が理由の方はこちらにもチェック)
 求職中のため
本人入社のため
 失業給付受給終了のため
 自営業廃業のため
 特例加入のため
その他 (詳細記入)

[問4] 対象者が父母、義父母、その他親族のとき、本人以外の扶養義務者がいる場合は、ご記入ください。

例) 母の申請: 父 両親の申請: あなたの兄弟姉妹 義父母の申請: あなたの配偶者の兄弟姉妹 など

他の扶養義務者氏名	続柄	同居・別居	本人以外の扶養義務者が扶養できない理由(できるだけ詳しく)
		同居・別居	
		同居・別居	

[問5] 対象者が今まで加入していた医療保険についてご記入ください。

加入先のいずれかにチェックし、詳細をご記入ください。加入時の記号・番号も下の枠内にご記入ください。

- 国民健康保険に加入
 ➔ 市町村役所名 _____ Tel _____
健康保険組合に加入
 ➔ 組 合 名 _____ Tel _____
 に {
 被保険者本人として
被保険者(_____)の被扶養者として
 } (どちらか)加入していた。
その他に加入
 ➔ 組 合 名 _____ Tel _____
 に {
 被保険者本人として
被保険者(_____)の被扶養者として
 } (どちらか)加入していた。

上記いずれかに加入時の	記 号	番 号	
-------------	-----	-----	--

*記号・番号が不明な場合でも、必要によりお調べいただくことがあります。

キリンビール健康保険組合理事長殿

扶養認定対象者状況届(1枚目)(2枚目)のとおり申請いたします。届出記載内容が事実と相違していた場合、被扶養者資格の削除もしくは遡って認定取消および当該期間の保険給付費(医療費等)の返還請求をされても一切の異議申し立ては行いません。また、収入増や就職など扶養状況に変更があった場合は、速やかに扶養削除の手続きを行います。

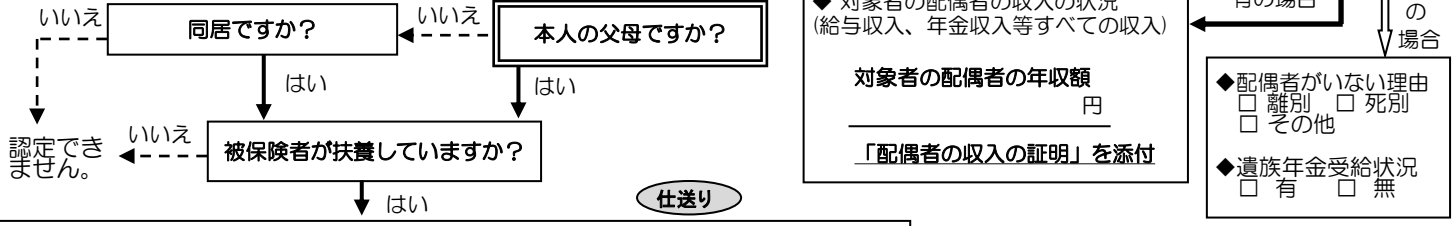
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 被保険者氏名(自署) _____ 印

扶養認定対象者状況届(2枚目)【父母用】

【手順】 はい、いいえに○をしなから進んで、該当する項目にチェックや記入を必ずしてください。
「必要書類」を必ず添付してください。

対象者氏名	続柄	年齢	配偶者
			有・無

スタート



別居されている場合は、仕送り額についてお答えください。
(被保険者が単身赴任し、被保険者の留守宅に居住している場合は記入不要です)

【仕送り額】 毎月 円 年間 円
「振込みの控えもしくは現金書留の控え」など直近3回分を添付

就労していますか?
(パート・アルバイト含む)

*現在就労中で、過去1年以内に別の会社で就労していた場合は、
←いいえの項目にもお答えください。

この届出をする過去1年以内に勤めていたことがありますか?
(パート・アルバイト含む) 【退職日 年 月 日】

雇用保険の失業給付を受けていますか?

受給中 …… 「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付

*下記基本日額以上の場合は認定できません。
[3,612円(60歳未満)
5,000円(60歳以上または障害年金受給者)]

〔年収見込額の算出〕 *給与、賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費も含む。

① 直近3ヶ月の給与総支給額の合計 = 円
「直近3ヶ月の給与明細」の写しを添付 (前年度源泉徴収票不可)

② 賞与がある場合 = 円
「賞与明細」の写しを添付

③ 年収見込額を下記の式により算出します。
〔算出式〕 (①×4) + (②×支給回数) = 年収見込額 円

*給与明細で会社名、氏名が確認できること。手書きの明細は社名印が必要

受給権がない
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および「退職証明書」(氏名、退職日、離職票交付なしと記載のもの)を添付

受給権を放棄
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しを添付

受給申請前および受給待期中(延長申請含む)
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および
・申請前→「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しを添付
・待期中→「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付
・延長申請の場合→「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しと「延長通知書」の写しも添付
*離職票の交付が遅れ、やむを得ない場合のみ「誓約書」と「退職証明書」(氏名、退職日、離職票交付の有無を記載のもの)を添付。「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しは入手次第提出。

受給終了
『支給終了』の記載のある「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付

給与収入以外の恒常的な収入がありますか?

年金収入 円/年間
「直近の年金額と氏名の記載されてある書類」の写しを添付
(老齢厚生年金・厚生年金基金・国民年金・障害年金・遺族年金・恩給・企業年金等受給している年金額がわかる書類の写し)

手当金収入 円/年間 「受給資格者証」や「給付金通知書」の写しを添付

自営業収入 円/年間

農業収入 円/年間 「直近の税務署受付印のある確定申告書」と「収支内訳書」、「青色申告決算書」の写しを添付

事業収入 円/年間

不動産収入 円/年間

その他 ()による収入 円/年間

[直接的必要経費とはみなさない項目]
減価償却費、貸倒引当金、貸倒金、雑費、青色申告特別控除、租税公課、広告宣伝費、損害保険料、利子割引料、福利厚生費、交際費、諸会費、新聞、図書費など

*自営業・農業・事業・不動産等の各収入は、直接的必要経費控除後の額を記入

老齢年金、遺族年金、障害年金、企業年金などの各種年金、手当金、自営業、不動産収入などありますか?

60歳以上ですか?

いいえ → 年収はトータルして130万円未満ですか?
(障害年金受給者は180万円未満)

はい → 年収はトータルして180万円未満ですか?

いいえ → 被保険者の年収の1/2未満ですか?

はい → 認定できません。

【必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」を添付(本籍記載不要)
⇒別居の場合は、対象者と被保険者それぞれの世帯の「住民票」を添付
○現在全く収入のない場合は「住民税非課税証明書」を添付
*退職時期等の関係で非課税証明書が発行されない場合は添付不要
*過去1年以上2年未満退職の方は「退職日の確認できる書類」添付
○自営業廃業者は「廃業届」の写しも添付
○60歳以上で年金未受給の場合は「年金未受給に関する誓約書」を添付

*必要により上記以外の確認書類を求める場合があります。
*住民票、非課税証明書等公的証明書は3ヶ月以内に交付の原本に限ります。
*記入もれやチェックもれ、書類の不備は認定遅れの原因となりますのでご注意ください。